

公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱の運用について

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課

第5条（任用）関係

障害者会計年度任用職員又は就業補助員（以下「障害者会計年度任用職員等」という。）の公募によらない再度の任用に当たっての障害者会計年度任用職員等の従前の勤務実績については、埼玉県市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（令和3年4月1日施行）に基づく人事評価の結果を用いるものとする。

ただし、対象外となる障害者会計年度任用職員等について人事評価を実施し、再度の任用に当たって、当該人事評価の結果を従前の勤務実績として用いることは可能とする。

第6条（障害者会計年度任用職員等の任命）関係

就業補助員を複数校に配置する場合、兼務として勤務を命ずること。

第11条（勤務日、勤務時間及び週休日等）関係

- 1 障害者会計年度任用職員等の勤務の割振りについては、その職及び業務内容の実情に応ずるよう、かつ、明確に割振りを定めること。
- 2 複数校配置となる就業補助員については、配置校間で調整を行うこと。

第12条（休暇）関係

- 1 複数校配置となる就業補助員の休暇については、本務校で休暇簿の原本を管理（他校は補助簿を作成）するものとし、配置校間で相互に連絡・調整を行うこと。
- 2 通勤休暇は、1分を単位として受けることができるものとする。
- 3 結婚休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 会計年度任用職員が婚姻関係（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情であるものを含む。）に入ることが確実な場合に受けることができるものとする。
 - (2) 会計年度任用職員が結婚生活に入るため、社会通念上必要と認められる諸行事等、例えば、結婚式、旅行、婚姻届の提出等を行うため、おおむね結婚の日の5日前から、結婚の日の後1月を経過する日までの期間において受けることができるものとする。

この場合の「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、「結婚式の日」、「婚姻届の提出日」等がこれに当たり、「結婚の日」とし得る日が複数ある場合、いずれの日を「結婚の日」とするかは、会計年度任用職員が選択することができるものとする。

ただし、職務が繁忙な場合など合理的な理由による場合には、結婚の日の後1月を経過した日以後も受けることができるものとする。

なお、結婚式も行わず、婚姻届も提出しないような場合における「結婚の日」については、社会通念に基づき個別に判断するものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）を理由として、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行うことが困難な場合には、おおむね結婚の日の5日前から、結婚の日の後1年を経過する日までの期間において受けることができるものとする。
- 4 出生サポート休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする出生サポート休暇を日に換算する場合は、公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）別表2の備考(2)の方法に準じて取り扱う。
- 5 出産補助休暇の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 1日、1時間又は30分を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする出産補助休暇を日に換算する場合は、派遣要綱別表2の備考(2)の方法に準じて取り扱う。
- 6 男性職員の育児参加のための休暇の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 1日、1時間又は30分を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする男性職員の育児参加のための休暇を日に換算する場合は、派遣要綱別表2の備考(2)の方法に準じて取り扱う。
- 7 私傷病の病気休暇の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第19条の3第11項において準用する勤務時間規則第10条第2項の「任命権者が委員会と協議して定める時間」は、次に掲げる時間とする。
 - ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間
 - イ 勤務時間規則第19条の3第2項第3号及び第4号並びに同条第3項第3号、第4号及び第9号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間
 - ウ 介護休暇により勤務しない時間
 - エ 妊娠中の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため休息又は補食する場合における職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年埼玉県人事委員会規則12-2）第2条第13号の規定により勤務しない時間
 - オ 介護時間により勤務しない時間
 - (3) 勤務時間規則第19条の3第13項の「定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合」とは、身体に係る慢性的疾患に対する治療行為であつて、例えば人工透析のような経過の長いものについて、主治医等が当該治療行為のため定期的に通院加療を行うことが必要と認める場合をいうものであること。
- 8 妊娠障害休暇は、1日を単位とし、時間を単位とする妊娠障害休暇は受けることができないものとする。
- 9 育児時間の対象となる生後満一年に達しない生児は、地方公務員育児休業法第2条第1項に規定する育児休業等の対象となる子の範囲と同一の範囲の生児とする。
- 10 子の看護休暇の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員育児休業法第2条に規定する子をいい、配偶者の子を含む。第12条（休暇）関係の10において同じ。）を養育する障害者会計年度任用職員等が、その子の看護（負傷し若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に受けることができるものとする。
 - (2) 1年度につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間において、1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。なお、この休暇については、翌年度への繰越しは認められない。
 - (3) 時間を単位とする子の看護休暇を日に換算する場合は、派遣要綱別表2の備考(2)の方法に準じて取り扱う。
- 11 短期介護休暇の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下、第12条（休暇）関係の11において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、又は要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う障害者会計年度任用職員等が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に受けることができるものとする。
 - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父

母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

- (2) (1)でいう「介護」とは要介護者の食事、入浴、着替え、排泄等の身の回りの世話等を行うことをいう。
- (3) (1)のウに掲げる者にあつては、障害者会計年度任用職員等と同居している者に限る。ここでいう「同居」には、障害者会計年度任用職員等が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
- (4) 1年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間において、1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。なお、この休暇については、翌年度への繰越しは認められない。
- (5) 時間を単位とする短期介護休暇を日に換算する場合は、派遣要綱別表2の備考(2)の方法に準じて取り扱う。

12 介護休暇の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 「要介護者」とは第12条（休暇）関係の11(1)で規定する要介護者と同様の者であること。
- (2) 要介護者のうち、第12条（休暇）関係の11(1)のハに掲げる者にあつては、障害者会計年度任用職員等と同居している者に限る。ここでいう「同居」には、障害者会計年度任用職員等が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
- (3) 「介護」とは第12条（休暇）関係の11(2)で規定する介護と同様のことであること。
- (4) 「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、任期が「満了することが明らかでない」かどうかの判断は、育児・介護休業法第11条第1項に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。
- (5) 介護休暇は、1日を単位として受けることができるものとする。
- (6) 介護休暇の承認を受けようとするときは、各市町村教育委員会における服務に関する規程に基づき手続を行うものとする。
- (7) 介護休暇期間における介護休業給付金の給付については雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。
- (8) 介護休暇をしようとしたこと、又はしたことを理由として職員を不利益に取り扱うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務条件の変更などの際には十分留意すること。

13 介護時間の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 「要介護者」とは第12条（休暇）関係の11(1)で規定する要介護者と同様の者であること。
- (2) 要介護者のうち、第12条（休暇）関係の11(1)のハに掲げる者にあつては、障害者会計年度任用職員等と同居している者に限る。ここでいう「同居」とは、障害者会計年度任用職員等が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
- (3) 「介護」とは第12条（休暇）関係の11(2)で規定する介護と同様のことであること。
- (4) 介護時間の承認については、要介護者ごとに、連続する3年の期間（障害者会計年度任用職員等の介護時間の対象となる要介護者について介護時間を取得する場合においては、当該介護休暇に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、次に掲げる区分に応じ、当該区分に応じて定める時間を超えない範囲内で行うものとし、当該承認する時間は1日につき2時間を超えないものとする。

ア イに掲げる障害者会計年度任用職員等以外の障害者会計年度任用職員等 当該障害者会計年度任用職員等の1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

イ 地方公務員育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間のある障害者会計年度任用職員等 当該障害者会計年度任用職員等の1日の勤務時間か

- ら当該部分休業により勤務しない時間に 5 時間 4 5 分を加えた時間を減じた時間
- (5) 介護時間の単位は、3 0 分とし、当該休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した、(4)に規定する時間の範囲内とする。
 - (6) 介護時間の承認を受けようとするときは、各市町村教育委員会における服務に関する規程に基づき手続を行うものとする。
 - (7) 介護時間制度を利用しようとしたこと、又は利用したことを理由として職員を不利益に取り扱うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務条件の変更などの際には十分留意すること。

第 1 4 条（育児休業等）関係

育児休業の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 育児休業期間における社会保険料の徴収の免除については、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）に定めるところによる。
- 2 育児休業期間における育児休業給付金の給付については雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）に定めるところによる。
- 3 地方公務員育児休業法第 9 条及び第 1 9 条第 3 項の規定により、育児休業又は部分休業をしようとしたこと、又はしたことを理由として職員を不利益に取り扱うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務条件の変更などの際には十分留意すること。

附 則

この運用規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用規定は、令和 3 年 5 月 1 1 日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用規定は、令和 3 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この運用規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。